

令和6年度 気象警報発令時等の対応について

気象警報発令時の生徒の登校について

- (1) 午前7時30分までに、京都府全域、京都府南部全域、山城南部全域、木津川市のいずれかに警報が発令されている場合は、家庭待機とする。

(警報・・・暴風雨、大雨、洪水、暴風、大雪など)

- (2) 午前7時30分から午前9時までに、警報が解除された場合は、すみやかに登校する。

※ 解除から1時間後を目途に始業します。

- (3) 午前9時までに、警報が解除にならない場合は、臨時休校とする。

※ 学校ホームページもしくはメール配信にて、翌日の授業予定を知らせる。

- (4) その他

① 家庭待機の留意事項

- ・ テレビ、ラジオ等の情報に注意し、次の行動に備える。
- ・ 学校への問い合わせの電話は、回線の混雑を避けるためできるだけしない。

- ② 始業後に警報が発令された場合は、学校が状況を判断し、その後の行動について指導する。

震度5弱以上の地震発生時の対応について

- (1) 学校実施の判断について

① 「下校後～24時まで」に震度5弱以上の地震が発生 ⇒ 翌日臨時休校

② 「深夜0時～8時35分まで」に震度5弱以上の地震が発生 ⇒ 当日臨時休校

*ただし②の場合、速報値が震度4以下に修正された場合には、市教委の指示に従い対応し、その内容をホームページもしくはメール配信にて知らせる。

- (2) 登下校時に地震が発生した場合は、生徒は自宅か学校のどちらか近い方に避難する。

- (3) 在校中に地震が発生した場合は、学校については休校措置とし、学校に登校している生徒については保護者の迎えによる引き渡しとする。

(すぐに迎えに来られない等については学校に連絡をください。)

- (4) 土日、長期休業中の対応について

① 上記に準ずる。

② 部活動で遠征中に被災した時は、

- ・ 帰校が可能な場合 ⇒ 学校にて保護者へ引き渡し
- ・ 帰校が不可能な場合 ⇒ 現地にて保護者へ引き渡し